

## 岡山大学大学院教育学研究科研究倫理委員会内規

### (目的及び設置)

第1条 岡山大学大学院教育学研究科(以下「本研究科」という。)における人を対象として行う研究(医学系の研究又は診療等を除く。)について、研究科長の諮問に応じて、ヘルシンキ宣言(1964年世界医師会：以降の修正を含む)の趣旨に沿った倫理的配慮を図り、倫理的観点及び科学的観点から実施の適否その他の事項を審議して意見を述べるため、本研究科内に研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| 一 本研究科副研究科長(教育・研究担当)         | 1名  |
| 二 本研究科学術研究委員会委員の中から推薦された者    | 2名  |
| 三 医学・医療等に関し専門的な知識を有する本研究科教員  | 1名  |
| 四 自然科学に関し専門的な知識を有する本研究科教員    | 2名  |
| 五 人文・社会科学に関し専門的な知識を有する本研究科教員 | 3名  |
| 六 人文・社会科学に関し専門的な知識を有する他研究科教員 | 1名  |
| 七 その他審議事項により倫理委員会が必要と認める者    | 若干名 |

2 委員会は、男女両性で構成するものとする。

### (審議事項)

第3条 委員会は、人を対象とした研究に関し、研究者からの申請に基づく実施計画の内容について、倫理的観点及び科学的観点から、特に次に掲げる事項に留意して審議するものとする。

- 一 研究対象者の人権の擁護
- 二 研究対象者に理解を求め、同意を得る方法
- 三 研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮
- 四 研究対象者の個人情報・プライバシーの保護に関する配慮

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第2条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (議事及び判定)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が研究の実施計画の審査を受けようとする場合は、当該審査の判定に加わることができない。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 計画変更の勧告
- 四 不承認
- 五 非該当

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第8条 委員会は、軽易な事項の審査について、委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速審査に付することができる。

一 研究計画の軽微な変更

二 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理委員会等の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の研究計画

三 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行ない、その判定は2名の合意により決する。

3 迅速審査の結果は、研究科長及びその審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

(審査手続及び審査結果通知)

第9条 申請者は、研究開始前に審査に必要な書類を研究科長に提出し、申請する。

2 研究科長は、申請を受けたときには、委員会に審査を諮問する。

3 委員長は、審議終了後、速やかにその結果を研究科長に報告しなければならない。

4 研究科長は、前項の報告を尊重し、審査結果を申請者に速やかに通知する。

(修正再審査申請)

第10条 審査の判定結果が、第6条第3項第2号又は第3号に該当する場合、申請者は、委員会が定める期限までに修正した再審査申請書等を提出することにより継続した審査を受けることができる。期限を過ぎて実施計画が提出された場合は、新たに審査を申請したものとみなす。

(異議申立及び判定の通知)

第11条 申請者は、第9条第4項の通知に対して、研究科長に異議申立をすることができる。

2 委員会は、前項の異議申立に対して、速やかに審議を行い、研究科長は異議申立に対する審査結果を申請者に通知しなければならない。

(証明書の発行)

第12条 研究科長は、申請者が次の各号の目的のために審査承認証明書を必要とする場合に、これを発行することができる。

一 当該研究の成果の発表又は学術雑誌等に投稿する場合に、発表又は投稿の規定により、審査の証明書等の添付が必要なとき。

二 当該研究の実施に当たり、研究材料等の入手のために、審査の証明書等を必要とするとき。

2 申請者は、前項の証明書等を必要とする場合には、研究科長に申請しなければならない。

(研究計画の変更)

第13条 申請者は、研究実施計画を変更しようとする場合は、改めて研究科長に申請するものとする。

(研究の終了又は中止の報告)

第14条 申請者は、研究を終了し、又は中止したときは、研究科長に報告書を提出しなければならない。

(議事要旨の公表)

第15条 委員会の議事要旨(研究課題名, 研究期間及び審査結果等を含む), 委員会の構成並びに委員の氏名及び所属等は, 公開する。ただし, 研究対象者等の人権, 研究の独創性及び知的財産権の保護のため, 支障が生じるおそれのある部分は, 非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第16条 委員は, 職務上知り得た審査に関する情報を正当な理由なしに他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第17条 委員会に関する事務は, 教育学系事務部において処理する。

(雑則)

第18条 この内規に定めるもののほか, 委員会の議事及び運営に関し必要な事項は, 委員会が別に定める。

附 則

この内規は, 平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は, 平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は, 令和5年4月1日から施行する。